

根室市教育委員会規則第3号

根室市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月24日

根室市教育委員会
教育長 波 岸 克 泰

令和 8 年 4 月 2 4 日
根室市教育委員会規則第 3 号

根室市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改
正する規則

根室市学校運営協議会の設置等に関する規則（令和 3 年根室市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）第 7 条第 1 項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の根室市立学校管理規則の規定は、令和 8 年 4 月 1 日より適用する。